

# 安芸市スポーツ合宿支援事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市スポーツ合宿支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

## (補助目的及び補助対象)

第 2 条 市は、アマチュアスポーツの合宿誘致により地域の活性化を図るため、別表1に定める要件を満たす県内外のアマチュアスポーツ団体（以下「スポーツ団体」という。）に対し、スポーツ合宿に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定において、大会への参加や練習試合の開催のみを目的とするものは対象外とする。

## (補助金の交付の申請)

第 3 条 スポーツ団体の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、合宿を開始する前（およそ2週間前）までに、補助金交付申請書（様式第1号）及び補助金実施計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

## (計画の変更)

第 4 条 代表者は、次の各号のうち、いずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更申請書（様式第3号）及び補助金変更計画書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 事業を中止しようとするとき
- (2) 申請の取消しをしようとするとき
- (3) 交付決定額の増額、又は30パーセントを超える減額をしようとするとき

## (実績報告)

第 5 条 代表者は、合宿終了の日から30日以内に、補助金実績報告書（様式第5号）、宿泊証明書（様式第6号）及び請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

## (補助金交付の取り消し)

第 6 条 補助金の交付決定後においても、申請内容に虚偽が認められるときは、市長は交付決定を取り消すことができることとし、既に補助金が交付されているときは、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

## (検査等)

第 7 条 市長は、必要に応じ代表者に対して事業の実施状況についての報告を求め、調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第 8 条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。